

住所異動等の手続きができる 休日臨時窓口を開設します！

引っ越しの多いこの時期（3月～4月）、住所異動等の窓口は大変混み合います。豊田市では、市民の方にスムーズに手続きを行っていただくため、下記の日程で臨時窓口を開設いたします。（混雑予想情報は裏面を参考にしてください。）

日 時 令和7年
3月29日（土）
4月6日（日）、12日（土）
午前9時～午後4時
場 所 豊田市役所 南庁舎1階 市民課窓口
※駐車場は、南庁舎駐車場（地上、地下）を御利用ください。

なお、当日はマイナンバーカード休日窓口（東庁舎5階）で、以下の業務を取り扱っています。

■マイナンバーカードの申請・受取 ■電子証明書の更新 ■住所異動に伴う記載事項の変更

※ 受取、電子証明書の更新は完全予約制のため事前予約が必要です。

詳細・予約はこちらを御覧ください。⇒



取扱業務

臨時窓口（南庁舎1階）での取扱業務は次のとおりです。

★届出によって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。（お問合せ先は裏面参照）

①住所異動（豊田市への転入、市外への転出（※1）、市内での転居など）の届出

- ◆国外からの転入などで他市町村等への確認が必要な場合は、お取扱いできません。
- ◆マイナンバーカードを利用した転出・転入（特例転出・転入）は、他市町村の開庁状況によりお取扱いできない場合があります。

②住所異動及び出生届に伴う児童手当、子ども医療費受給者証の申請

③住所異動に伴う国民健康保険に関する届出

- ◆他の機関に確認が必要な場合などは、お取扱いできません。

④印鑑登録・変更の申請

⑤戸籍に関する届出（出生届・婚姻届など）

- ◆受領扱いとなります。

⑥住民票、印鑑証明、戸籍・税関係などの各種証明書の交付

- ◆証明書の申請のみの方は、T-FACE A館7階の駅西口サービスセンターも御利用いただけます。
- ◆戸籍の広域交付、広域住民票の交付はお取扱いできません。

本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証又は資格確認書、在留カード等）を持参してください。

※1 転出届（豊田市から市外への引っ越し）は、オンライン上で手続きできます。（マイナンバーカードをお持ちの方のみ）

詳しくはホームページを御覧ください。

たいへん便利な機能ですので、ぜひともご使用ください。



●市民課窓口の混雑予想情報

『3月・4月の市民課窓口の混雑予想情報』

×:非常に混みあいます △:混みあいます ○:比較的空いています ★:臨時窓口

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	×	○	○	○	×	
9	10	11	12	13	14	15
	×	△	△	△	×	
16	17	18	19	20	21	22
	×	×	×		×	
23	24	25	26	27	28	29
	×	×	×	×	×	★
30	31					
	×					

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		×	△	△	△	
6	7	8	9	10	11	12
★	×	×	○	△	△	★
13	14	15	16	17	18	19
	×	○	△	△	△	
20	21	22	23	24	25	26
	×	△	○	○	△	
27	28	29	30			

引っ越しする人は届出を忘れずに ～届出期間と必要な書類～

○マイナンバーカードをお持ちの方は、持参してください。

区 分	届出が必要な場合	届出の期間	届出に必要な書類
転入届	他の市町村から豊田市へ住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	・転出証明書(事前に転出手続が必要です。マイナンバーカードで手続した人は、転出証明書はありません。) ・本人確認書類 ・子ども医療の新規申請は子どもの保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ、児童手当の申請は受給者の振込口座のわかるものが必要
	国外から帰国したとき	帰国した日から14日以内	・パスポート(異動者全員分)、本人確認書類、戸籍謄本、戸籍の附票など ・子ども医療、児童手当の申請は、前記と同じ
転居届	豊田市内で住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	・本人確認書類 ・お持ちの方のみ:国民健康保険証又は資格確認書、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など (転居届については印鑑登録証の持参は不要です。)
転出届	豊田市から他の市町村へ住所を移すとき	引っ越しをする前	(国内に転出する場合は、オンライン上で手続できます。表面※1から市ホームページを参照してください。)
	国外へ出国するとき	国外へ行く前	

◇届出によって必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。(問合せ先は下表参照)

◇代理人が来庁する場合は、委任状が必要です。

◇外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書(みなしカードを含む)を持参して住所異動の手続をしてください。

お問合せ先: 豊田市役所市民課 (南庁舎1階) *カード交付担当は東庁舎5階

内 容	担当名	直通電話番号
①～③ 住所異動(転入、転出、転居など)に関する事	記録担当	0565-34-6768
④ 印鑑登録に関する事	印鑑担当	0565-34-6733
⑤ 戸籍届(出生届、婚姻届など)に関する事	戸籍担当	0565-34-6994
⑥ 住民票、印鑑証明、戸籍・税関係など各種証明書に関する事	支援・証明担当	0565-34-6625
マイナンバーカードに関する事	カード交付担当 (コールセンター)	0570-083-130